

○那珂市放課後学童保育対策事業条例施行規則

平成8年7月1日

規則第11号

改正 平成9年3月28日規則第10号

平成10年3月30日規則第7号

平成11年6月25日規則第20号

平成13年3月30日規則第7号

平成13年6月29日規則第21号

平成13年10月29日規則第46号

平成14年6月18日規則第19号

平成15年3月19日規則第12号

平成15年11月5日規則第39号

平成16年2月20日規則第1号

平成16年3月18日規則第10号

平成16年12月24日規則第59号

平成17年3月28日規則第19号

平成18年3月29日規則第14号

平成18年12月22日規則第46号

平成19年8月31日規則第19号

平成19年12月6日規則第23号

平成20年6月27日規則第17号

平成25年3月29日規則第11号

平成25年12月27日規則第31号

平成26年3月28日規則第4号

平成27年3月31日規則第21号

平成27年9月30日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、那珂市放課後学童保育対策事業条例（平成8年那珂町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第2条に規定する施設の定員は、次のとおりとする。

施設の名称	定員
横堀学童保育所	80人
額田学童保育所	60人
菅谷学童保育所	80人
菅谷東学童保育所	70人
菅谷西学童保育所	50人
五台学童保育所	60人
芳野学童保育所	60人

木崎学童保育所	30人
瓜連学童保育所	40人

(入所手続)

第3条 入所を希望する児童の保護者（以下「入所申込者」という。）は放課後学童保育申込書（様式第1号）又は放課後学童緊急及び一時保育申込書（様式第1号の2）を市長に提出するものとする。ただし、市長が緊急を要すると認める場合にあつては、申込書の提出は、事後でも差し支えないものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、入所の可否を調査し、入所を決定したときは放課後学童保育入所決定通知書（様式第2号）により、入所を否決したときは放課後学童保育入所不可通知書（様式第3号）により、当該入所申込者に通知するものとする。

(退所手続等)

第4条 退所させようとする保護者は、放課後学童保育退所届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

第5条 市長は、入所中の児童又は保護者が次の各号の一に該当するときは、前条の届出の有無にかかわらず当該児童を退所させることができる。

- (1) 児童が疾病等の事由により保育に不相当と認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、1月以上出席しないとき。
- (3) 入所した児童が、他の入所児童に著しく悪影響を与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 正当な理由なく、保育料を3月以上滞納しているとき。
- (5) その他退所させることが適当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により退所の決定をしたときは、当該保育児童の保護者に対し、放課後学童保育入所解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(保育料の徴収)

第6条 条例第5条に規定する保育料は、毎月初日に入所している児童について当該月の末日までに徴収するものとし、歳入の調定、納入の通知、収納等については、那珂市財務規則（平成13年那珂町規則第27号）の定めるところによる。

2 学校の休業日入所の保育料、緊急及び一時保育の保育料並びに延長保育の保育料については、翌月の末日までに徴収するものとする。

(保育料の免除)

第7条 条例第6条の規定による保育料の免除は、次の各号の一に該当する者についてできるものとする。

- (1) 災害等により生活が困難になった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年度中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及び同法第6条第2項に規定する父子家庭の世帯のうち、前年度分の市町村民税所得割の額が5,000円未満のもの。この場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母又は同

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

令第1条の2第2号に規定する父に該当する者の市町村民税所得割の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号に規定する非課税の範囲並びに同法第314条の2第1項第8号及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用したとみなして算定した額とする。

(4) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯のうち、前年度分の市町村民税所得割の額が5,000円未満

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者世帯（単給世帯を含む）及び要保護者等特に困窮していると認められる世帯

2 前項各号の一に該当し保育料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、納期限前10日までに放課後学童保育料免除申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、保育料の免除を行う決定をしたときは放課後学童保育料免除決定通知書（様式第7号）により、保育料の免除を行わない決定をしたときは放課後学童保育料免除却下通知書（様式第8号）により、当該免除申請者に通知するものとする。

（委託）

第8条 市長は、放課後学童保育対策事業の実施について、別に定めるところにより委託することができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、放課後学童保育対策事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第10号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

附 則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第46号）

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第19号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第12号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第39号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第59号）

この規則は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成17年規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第46号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第19号）

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第31号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(那珂市放課後学童保育対策事業条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この規則の施行の際、第11条の規定による改正前の那珂市放課後学童保育対策事業条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第1号（第3条関係）

放課後学童保育申込書

那珂市長 様

年 月 日

保護者住所 那珂市 番地
 氏 名 ⑩
 (電話番号)
 緊急連絡先
 (電話番号)

入所児童	ふりがな 氏 名				小学校名	学年
	個人番号				小学校	年
	生年月日	年 月 日生(歳)				
	性別	男 ・ 女				
家庭の状況	氏 名	続柄	生年月日	性別	個人番号	勤務先及び電話番号
入所希望	学童保育所名	学童保育所				
	入所期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	理由					
	延長保育	希望する 希望しない				

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第1号の2 (第3条関係)

放課後学童緊急及び一時保育申込書

年 月 日

那珂市長 様

保護者住所 那珂市 番地
氏 名 ⑩
(電話番号)
緊急連絡先
(電話番号)

入所児童	ふりがな 氏 名				小学校名		学年
	個人番号				小学校		年
	生年月日	年 月 日生 (歳)					
	性別	男 ・ 女					
家庭の状況	氏 名	続柄	生年月日	性別	個人番号	勤務先及び電話番号	
利用希望等	学童保育所名	学童保育所					
	学童利用日						
	理 由						
	延長保育	希望する 希望しない					

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長



放課後学童保育入所決定通知書

入所については、次のとおり決定したので通知します。

入 所 児 童 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
入 所 施 設 の 場 所 及 び 名 称	那珂市 番地
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 育 料 の 額	月額・日額 円
延 長 保 育 料	1回 円
摘 要	

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長



放課後学童保育入所不可通知書

入所については、次のとおり不可となったので通知します。

不可児童名 及び生年月日	年 月 日生
不可理由	
摘要	

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第4号（第4条関係）

那珂市長 様 年 月 日

保護者住所 那珂市 番地
氏名 ㊟
個人番号

放課後学童保育退所届

今般、下記事由により退所させたく所要事項記載の上、お届けします。

退所児童名		生年月日	年 月 日生
		個人番号	
退所施設の 場所及び名称	那珂市 番地		
対 処 理 由			
摘 要			

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長



放課後学童保育入所解除通知書

次の児童の入所は、解除することにしましたから通知します。

入 所 児 童 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
入 所 施 設 の 場 所 及 び 名 称	那珂市 番地
入 所 解 除 年 月 日	年 月 日
入 所 解 除 の 理 由	
摘 要	

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第6号（第7条関係）

放課後学童保育料免除申請書

年 月 日

那珂市長 様

保護者住所 那珂市 番地
氏名 ⑩
個人番号

那珂市放課後学童保育対策事業条例施行規則第7条の規定により申請いたします。

入所児童名		生年月日	年 月 日生
		個人番号	
入所施設名			
入所期間	年 月 日から 年 月 日まで		
保険料の月額	月額・日額	円	
免除の理由 〔具体的に〕 〔記入する〕			

※ 調 査 員 の 意 見	免除の要否	要 円 否	理 由	
	免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日調査		調査員名	⑩

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長



放課後学童保育料免除決定通知書

入所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所期間	年 月 日から 年 月 日まで
保育料の月額	月額・日額 円
摘要	

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂市長



放課後学童保育料免除却下通知書

入所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所期間	年 月 日から 年 月 日まで
保育料の月額	月額・日額 円
却下の理由	

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_10_下位規範

様式第1号（第3条関係）

様式第1号の2（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）